

病院局公正入札調査委員会設置要綱

17川病総経第412号

平成17年6月10日 局長専決

(目的)

第1条 この要綱は、建設工事等の入札の適正を期し、入札談合に関する情報に対して的確な対応を行うため、病院局に川崎市病院局公正入札調査委員会(以下「委員会」という。)を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、工事等について入札談合に関する情報があった場合には、次に掲げる事項を調査審議するものとする。

- (1) 公正取引委員会への通報、事情聴取の実施、入札の延期及びその他の入札談合に関する情報があった場合の対応
- (2) 本市の対応案について、川崎市入札監視委員会に付議し、意見を求めることの適否
- (3) その他入札の公正な執行を妨げるおそれがある場合の対応

(委員)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、病院局長をもって充てる。
- 3 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故のあるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 経営企画室長
- (2) 経営企画室の会計を担当する担当課長
- (3) 入札談合に関する情報に係る工事等を所掌する部長(部長に相当する職にある者を含む。)
- (4) 入札談合に関する情報に係る工事等を所掌する課長(課長に相当する職にある者を含む。)

(会議)

第4条 委員会は、入札談合に関する情報があった場合に、必要に応じて随時会議を開くものとする。ただし、緊急やむを得ない事情があり、会議を開催することができない場合には、委員長は、書類の回議をもって会議に替えることができるものとする。

(庶務)

第5条 委員会の事務局を経営企画室に置く。

(その他の事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成17年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。